

「（仮称）倉敷市パートナーシップ宣誓制度」（案）についてのパブリックコメント集約結果

「（仮称）倉敷市パートナーシップ宣誓制度」（案）について、倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年倉敷市告示第683号）に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件（意見募集時の公開資料）

「（仮称）倉敷市パートナーシップ宣誓制度」（案）について

3 参考

意見募集期間 令和3年10月1日（金）～10月22日（金）

（担当課）

倉敷市市民局人権政策部男女共同参画課

パブリックコメント要約版

1 案件名
「(仮称)倉敷市パートナーシップ宣誓制度」(案)について
2 募集期間
令和3年10月1日(金)～令和3年10月22日(金)
3 趣旨
倉敷市第七次総合計画及び第四次暮らしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)に基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係る「(仮称)倉敷市パートナーシップ宣誓制度」(案)の導入に向けた検討を進めるに当たって、市民の皆様の御意見を募集します。
4 資料閲覧場所
男女共同参画課 男女共同参画推進センター 情報公開室 児島・水島・玉島支所総務課 真備支所市民課 庄・茶屋町・船穂支所
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 ただし、男女共同参画推進センターは日曜・月曜・祝日を除く9時～17時30分
(2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 男女共同参画課 ※ 必着
(3)FAX:086-426-0990
(4)Eメール:gndeql@city.kurashiki.okayama.jp
6 問合せ先
市民局 人権政策部 男女共同参画課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁2階 TEL;086-426-3105 FAX;086-426-0990 メールアドレス;gndeql@city.kurashiki.okayama.jp

「（仮称）倉敷市パートナーシップ宣誓制度」（案）について

1 趣旨

倉敷市第七次総合計画及び第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）に基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、要綱により性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を導入するものです。

2 制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップ関係であることをパートナーシップ宣誓書により宣誓し、本市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

この制度を通じて、性的マイノリティの方を応援することはもとより、性的マイノリティをはじめ、様々な多様性について、さらに理解が深まるよう取り組むこととしています。

3 宣誓の要件

一方又は双方が性的マイノリティにある2人が、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。
- (3) 配偶者（届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 近親者（直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。

4 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に交付されたもの）
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻していないことを確認できる書類（3か月以内に交付されたもの。外国籍の方の場合は、本国の領事館等が発行した独身証明書等及びその

日本語訳)。

- (3) 本人確認ができる書類(個人番号カード, 運転免許証, 旅券その他これらに類する官公署が発行したものであって, 本人の写真の表示があるもの)

5 通称名の使用

特に理由があると認められる場合は, 日常生活に用いている通称名を使用することができます。

6 宣誓場所

男女共同参画課又は男女共同参画推進センター

7 交付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
(2) パートナーシップ宣誓書受領証カード

8 宣誓書受領証等の返還

パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(以下「宣誓書受領証等」という。)の交付を受けた方は, 次の各号のいずれかに該当するときは, 所定の返還届に宣誓書受領証等を添えて返還していただきます。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
(2) 宣誓の要件に該当しなくなったとき。
(3) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。

9 その他

市民, 事業者の皆様に対して, 制度の周知・啓発を行います。